

判決年月日	平成 2 5 年 9 月 3 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 5 年（行ケ）第 1 0 0 3 4 号		
○異なる接続対象物の継手となる、捻り力等の荷重が加わる接続対象物が溶接接合される第 1 の継手部材を第 2 の継手部材にて鋳包み、一体的に成形した継手装置に関し、第 2 の継手部材に鋳包まれている第 1 の継手部材の端面には、端面の外側縁から中央に向けて延び、端面に対して垂直に形成され周方向に離間した内壁面を有する切欠き部が備わり、内壁面の間隔が端面の外側縁に向かって拡開する構成としたことで継部に溶接された部材に捻り力等の荷重が加わった場合に、継部が接続部本体から抜けたり、継部が変形したりするおそれを防止する目的を有する発明の容易想到性を判断するに当たり、審決が、上記のような目的を有せず、上記の構成について記載も示唆もない引用発明に、技術分野及び解決課題を異にする刊行物 2 を適用して容易想到と判断したことは、誤りである。			

（関連条文） 特許法 2 9 条 2 項

原告らは、発明の名称を「継手装置」とする発明について拒絶査定不服審判を請求した。特許庁は、本願発明は引用刊行物に記載された発明に基づいて容易想到であるとして、不成立審決をした。本件は、原告らが本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

第 1 部材と第 2 部材との一体性をより強固なものにするという点においては、本願発明と引用発明とは共通の課題を有している。

しかし、本願発明の解決課題は、継部に溶接された部材に捻り力等の荷重が加わった場合に、継部が接続部本体から抜けたり、継部が変形したりすることを防止することにあるのに対して、引用発明に係る刊行物 1 にはそのような記載はない。また、刊行物 1 には、筒状部 2 0（第 1 の継手部材）は、鋳鉄製の本体 1（第 2 の継手部材）内に埋め込まれた端面と、前記端面の周方向に間隔を存して配置され、前記端面の外側縁から中央に向けて延び、かつ、前記端面に対して垂直に形成され前記端面の周方向に離間した内壁面を有する複数の切欠き部とを備え、前記内壁面間の間隔が前記端面の外側縁に近づくにつれて拡開されていること（本願発明の相違点 1 に係る構成）は、記載も示唆もされていない。

他方、刊行物 2 には、超硬リング 2 が、鋳ぐるみ金属 3 0 内に埋め込まれた端面と、端面の周方向に間隔を存して配置され、端面の外側縁から中央に向けて延び、かつ、端面の周方向に離間した内壁面を有する複数の凹凸面（2 1）とを備えるとともに、内壁面間の間隔が端面の外側縁に近づくにつれて拡開するように形成されていることが記載されている。

しかしながら、刊行物 2 発明は、鉄鋼線材、棒材等の圧延に使用されるロールに関するものであるため、本願発明や引用発明が継手装置に関するものであるのとは、技術分野を異にしている。また、

刊行物２発明の超硬リング２とロール本体１（鋳ぐるみ金属３０）との配置構造は、本願発明や引用発明の第１の継手部材（筒状部２０）と第２の継手部材（本体１）との配置構造とは異なり、超硬リング２はロール本体に完全に埋め込まれているため、ロール本体１から超硬リング２が抜けることのない構造であり、引張、圧縮力が作用した場合に本体に係止可能な抜け止めのために、本体と筒状部の一体化を求める引用発明とは解決課題を異にしている。

そうすると、引用発明と刊行物２発明が、複数の部品を鋳ぐるみ鋳造によって一体的に形成する複合部品に関する技術という点で共通するとしても、引用発明に刊行物２発明を適用することが、当業者にとって容易に着想し得るとはいえない。